

株 主 各 位

千葉県柏市新十余二5番地
三協フロンテア株式会社
代表取締役社長 長 妻 貴 嗣

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.sankyofrontier.com/>
（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「企業情報」をご選択いただき、と、当該ページ中ほどに「最新IR情報」欄があり、そちらでご確認くださいませ。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
（上記ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「三協フロンテア」又は「コード」に当社証券コード「9639」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

新型コロナウイルス感染防止のためのマスク着用につきましては、株主様のご判断とさせていただきます。発熱、咳などの症状がございましたら、ご自身の体調および周囲への影響にご配慮いただき、来場をお控えいただけますよう、お願いいたします。なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月23日（金曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月26日(月曜日)午前10時
2. 場 所 千葉県柏市大室3丁目7番地
三協フロンテア MSホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第54期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第54期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1)議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎会社法改正により、電子提供措置事項について上記のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、個人消費や設備投資において増加傾向がみられました。また、中国でのコロナ政策の変更による景気回復への期待や各国中央銀行の金融政策の変化に伴う景気上昇へ向けた好材料があるものの、円安と資源高による物価上昇、ウクライナ情勢の長期化等による下振れリスクなど、依然として景気の先行きは不透明な状況となっております。

建設業界においては、政府建設投資は底堅く推移しており、民間建設投資について見通しが鈍化したものの、前年度を上回る傾向が続いております。

このような情勢のなか、当社グループは、前期にオリンピック関連施設や、ワクチン接種会場などの新型コロナウイルス関連の大型物件が計上された影響や、資材価格の高騰により製品原価が上昇していることから、前期と比較して売上高、経常利益ともに低い状況となりましたが、ホームページへのアクセス数、問い合わせ件数は前年を上回って推移するなどお客様のニーズが高い状態が続いており、全体としてはほぼ計画に沿って堅調に推移致しました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は50,003百万円（前期比6.3%減）となりました。

利益面におきましては、製造及び物流部門を中心に原価低減及び経費削減を推進し、営業利益6,584百万円（前期比32.8%減）、経常利益6,888百万円（前期比31.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益4,337百万円（前期比31.7%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資は、レンタル資産を中心に総額8,371百万円でありますが、その主なものは、ユニットハウス及びトランクルーム用建物等のレンタル資産の取得、販売拠点の拡充を目的とした展示販売場の事務所用建物等の取得であります。なお、当連結会計年度において生産能力へ重要な影響を及ぼす設備の売却、撤退等はありません。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 51 期 2020年3月期	第 52 期 2021年3月期	第 53 期 2022年3月期	第54期(当連結会計年度) 2023年3月期
売 上 高(百万円)	45,754	48,183	53,346	50,003
経 常 利 益(百万円)	7,273	7,918	10,060	6,888
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	4,637	5,102	6,353	4,337
1株当たり当期純利益(円)	417.33	459.17	571.76	390.34
総 資 産(百万円)	58,321	59,234	64,494	61,118
純 資 産(百万円)	30,692	34,480	38,632	41,307
1株当たり純資産額(円)	2,761.89	3,102.81	3,476.45	3,717.16

(注) 過年度の会計処理に誤りがあったことが判明したことから、当該誤りの訂正後の金額を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 51 期 2020年3月期	第 52 期 2021年3月期	第 53 期 2022年3月期	第54期(当事業年度) 2023年3月期
売 上 高(百万円)	45,219	47,808	53,400	50,003
経 常 利 益(百万円)	7,115	7,834	9,976	6,806
当 期 純 利 益(百万円)	4,541	5,043	6,301	4,285
1株当たり当期純利益(円)	408.71	453.82	567.06	385.60
総 資 産(百万円)	57,474	58,377	64,297	60,802
純 資 産(百万円)	30,027	33,743	38,378	40,942
1株当たり純資産額(円)	2,702.06	3,036.49	3,453.56	3,684.34

(注) 過年度の会計処理に誤りがあったことが判明したことから、当該誤りの訂正後の金額を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は(有)和幸興産で、同社は当社の株式5,616千株（議決権比率50.65%）を保有しております。当社は親会社より福利厚生施設の建物の賃借をしており、賃料及び取引条件は近隣相場等を参考にして設定しております。当社取締役会は、同社との取引条件を把握し、当社の利益を害するものではないと判断しております。

なお、当社の代表取締役長妻貴嗣は同社の取締役を兼務しております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
広州番禺三協豪施有限公司	236百万円	100%	ユニットハウスの原材料の製造・販売

(4) 対処すべき課題

①不適切な会計処理への再発防止策の徹底

2022年6月27日付「調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」及び同年6月30日付「財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ」に記載のとおり、当社で発生した不適切な会計処理に対し、調査委員会による再発防止策の提言等を踏まえ、以下のとおり再発防止策を策定し、継続して運用を行ってまいりました。

- (a) 経営陣によるコンプライアンス遵守の経営理念とコンプライアンス体制構築に向けた各種措置の導入

コンプライアンス、制度やルール、守るべき基準を内包した考えとして「規律」を定義し、「規律を大切にす文化」を醸成する活動を推進してまいりました。全ての規定の見直しや、各種の通報窓口の設定、コンプライアンス意識の醸成を図る研修を行い、全社への浸透を図っております。

- (b) 企業としての成長と法令遵守のバランスの取れた経営方針の確立とそれに即応した業務体制の見直し

全社的に組織を見直し体制変更を行うとともに、研修等を繰り返すことで、全社および各部門の意識変化と体制強化を進めております。

- (c) 業務分掌、職務権限における権限と責任の範囲の厳格化

業務内容を整理し、部門間や業務内での統制、牽制が働く体制にいたしました。内部統制の業務プロセスを改訂し、適切な運用を行っております。

- (d) 取引先との適正な関係構築

定期的にアンケートを実施し、取引内容の把握を行っております。また、管理部門による取引先を訪問しての取引内容チェックを実施しております。

- (e) 業務プロセスの見直しと内部監査部門を含めた管理部門によるモニタリング機能の強化

業務プロセスを見直し、詳細な運用方法の研修を繰り返すとともに、内部監査室や管理部門によるモニタリングを強化し、徹底を図っております。

当社は上記の再発防止策を今後も継続することにより、ステークホルダーの皆様からの信頼回復に努めて参る所存です。

②内部統制の強化

2023年5月15日付「過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」に記載のとおり、レンタル資産の一部の少額資産について、7年間で定額均等償却する費用処理方法を採用していましたが、減価償却を通じて費用化する会計処理は誤りであり、レンタル資産として計上を行う時点で一時の費用として計上する方法を過去に遡って採用することが適切であると判断いたしました。

上記の原因は、対象となるレンタル資産を除売却する取引が増加し、重要性が増してきていた状況において、状況の把握と会計処理方法の検討が不十分であったことによるものです。当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を強く認識するとともに、外部の有識者からの助言による会計処理の検討、採用している会計処理と現状に差異が生じていないかの定期的な検証、社内外の研修の受講等による決算業務担当者の知識やスキル向上を図り、再発防止に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、ユニットハウス及び立体駐車装置等の製造・販売・レンタルの事業を主に行っております。

事業内容は次のとおりであります。

事業	内容
ユニットハウス事業	ユニットハウス等の製造・販売・レンタル ユニットハウス等の出荷整備及び配送・建方・解体工事 トランクルーム（収納庫）を利用したレンタル
	立体駐車装置の製造・販売・レンタル
その他	宿泊施設の経営 レンタルスペースの運営 植物工場の製造・販売・レンタル

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

区分	名称	所在地
本社		千葉県柏市
工場	茨城工場 つくば工場 新潟工場 岐阜工場 姫路工場 久留米工場	茨城県坂東市 茨城県土浦市 新潟県北蒲原郡 岐阜県可児市 兵庫県宍粟市 福岡県八女郡
支店	東京支店 千葉支店 横浜支店 さいたま支店 札幌支店 仙台支店 名古屋支店 大阪支店 福岡支店	東京都千代田区 千葉県千葉市 神奈川県横浜市 埼玉県さいたま市 北海道札幌市 宮城県名取市 愛知県名古屋 大阪府大阪市 福岡県福岡市
営業所	柏営業所 新潟営業所 郡山営業所 岐阜営業所 静岡営業所 神戸営業所 広島営業所	千葉県柏市 新潟県新潟市 福島県郡山市 岐阜県岐阜市 静岡県静岡市 兵庫県神戸市 広島県広島市
物流センター	茨城物流センター 新潟物流センター 石狩物流センター 仙台物流センター 流山物流センター 小牧物流センター 京都物流センター 岡山物流センター 広島物流センター 久留米物流センター	茨城県坂東市 新潟県北蒲原郡 北海道石狩市 宮城県黒川郡 千葉県流山市 愛知県小牧市 京都府京田辺市 岡山県小田郡 広島県廿日市 福岡県八女郡

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,119 (444) 名	4名増 (2名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,075 (444) 名	10名増 (2名増)	44.5歳	9.8年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社千葉銀行	900百万円
株式会社三井住友銀行	844百万円
株式会社みずほ銀行	825百万円
株式会社三菱UFJ銀行	633百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

2. 株式の状況（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,678,400株（うち自己株式565,771株）
- (3) 株主数 4,441名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
(有) 和幸興産	5,616千株	50.54%
長妻貴嗣	1,658千株	14.93%
長妻和男	324千株	2.92%
(株)日本カストディ銀行（信託口）	213千株	1.97%
三協フロンテア従業員持株会	148千株	1.34%
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT 0M02 505002	130千株	1.17%
S U S (株)	119千株	1.07%
三菱UFJ信託銀行(株)	100千株	0.90%
(株)千葉銀行	97千株	0.88%
長妻幸枝	95千株	0.86%

(注) 1. 当社は、自己株式を565,771株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 当社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	長 妻 貴 嗣	(南)和幸興産取締役
取 締 役	小 嶋 俊 一	営業本部長
取 締 役	藤 田 剛	物流本部長兼システム管理部長
取 締 役	安 齋 光 晴	技術統括部長
取 締 役	松 崎 和 秀	生産本部長
取 締 役	鈴 木 洋 帆	技術第二部長
取 締 役	野 倉 学	(株)バレクセル代表取締役
取 締 役	渡 部 秀 敏	
常 勤 監 査 役	村 井 康 之	
監 査 役	山 崎 直 人	公認会計士・税理士山崎直人事務所所長
監 査 役	石 黒 博	
監 査 役	寺 嶋 哲 生	寺嶋地所(株)取締役会長

- (注) 1. 取締役野倉学氏及び取締役渡部秀敏氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山崎直人氏、石黒博氏及び寺嶋哲生氏は、社外監査役であります。
3. 監査役山崎直人氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりです。
- ①2022年6月29日開催の第53回定時株主総会の休会の時をもって、端山秀人氏及び三戸茂夫氏は取締役を辞任により退任いたしました。
- ②2022年6月29日開催の第53回定時株主総会において、松崎和秀氏、鈴木洋帆氏、渡部秀敏氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
5. 当事業年度中の取締役の担当の異動は、次のとおりです。
- ①2022年6月29日付で、取締役小嶋俊一氏は、物流本部長から営業本部長となりました。
- ②2022年6月29日付で、取締役藤田剛氏は、経営管理統括部長から物流本部長兼システム管理部長となりました。
6. 当社は、取締役野倉学氏、取締役渡部秀敏氏、監査役山崎直人氏、監査役石黒博氏、監査役寺嶋哲生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社子会社の取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じ得る損害が補填されることとなります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	退職慰労金	業績連動 報酬	
取締役 (うち社外取締役)	134 (10)	134 (10)	— (—)	— (—)	10 (2)
監査役 (うち社外監査役)	15 (7)	15 (7)	— (—)	— (—)	4 (3)

- (注) 1. 上表には2022年6月29日開催の第53回定時株主総会の休会の時をもって辞任により退任した取締役2名を含んでおります。
2. 2022年6月27日付「調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」に記載した不適切な会計処理に関する経営責任を明確にするため、代表取締役社長長妻貴嗣氏については、月額報酬3か月分を自主返納しております。
3. 2022年12月19日開催の取締役会において役員退職慰労金廃止を決議したため、役員退職慰労引当金を97百万円取り崩しております。
4. 取締役の報酬等の額は、1993年6月開催の第24回定時株主総会において年額300百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名であります。
5. 監査役の報酬等の額は、1989年12月開催の第20回定時株主総会において年額20百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名であります。

② 役員の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年2月24日に取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容が当該決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(a) 基本報酬に関する方針

取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、役職並びに取締役の業務執行範囲役割に応じて、他社水準、当社の業績、従業員の給与水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定します。

(b) 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬に関しては、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益等の業績達成度を基準に評価を行い、予算実績対比等を総合的に勘案のうえ決定します。そのうえで算出された額を毎年一定の時期に支給することとします。

(c) 報酬等の割合に関する方針

固定報酬と業績連動報酬の支給割合は、中長期的な企業価値向上へ貢献するために、最も適切な支給割合となることを方針とします。

(d) 報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬等の額については、人事担当執行役員の起案により報酬額案を作成し、取締役会で検討したのち、取締役会が代表取締役社長長妻貴嗣に対し報酬額の具体的内容の決定を委任するものとします。代表取締役社長に委任する理由は、当社をとりまく環境や経営状況等を最も熟知し、業務執行を統括する代表取締役社長が総合的に適していると判断したためです。

(4) 社外役員等に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役野倉学氏は、株式会社バレクセルの代表取締役を兼務しております。株式会社バレクセルと当社との間には映像製作等の取引関係があります。
- ・監査役山崎直人氏は、公認会計士・税理士山崎直人事務所の所長を兼務しております。なお、当社は公認会計士・税理士山崎直人事務所との間には特別な関係はありません。
- ・監査役寺嶋哲生氏は、寺嶋地所株式会社の取締役会長を兼務しております。寺嶋地所株式会社と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関しておこなった職務の概要
社外取締役 野 倉 学	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回（出席率100%）に出席いたしました。 経営者としての経営的な見地から、経営全般に有意義な発言を積極的におこなっております。取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をおこなっております。
社外取締役 渡 部 秀 敏	2022年6月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回（出席率100%）に出席いたしました。 経営者としての経営的な見地から、経営全般に有意義な発言を積極的におこなっております。取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をおこなっております。
社外監査役 山 崎 直 人	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回（出席率100%）、監査役会14回のうち14回（出席率100%）に出席いたしました。 公認会計士および税理士としての専門的な見地から、財務・会計および税務について幅広く発言をおこなっております。
社外監査役 石 黒 博	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回（出席率100%）、監査役会14回のうち14回（出席率100%）に出席いたしました。 行政に携わった豊富な経験から、取締役会の活動や意思決定の適正性を確保するための発言をおこなっております。
社外監査役 寺 嶋 哲 生	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回（出席率93%）、監査役会14回のうち13回（出席率93%）に出席いたしました。 経営者としての豊富な見識を活かし、取締役会の活動や意思決定の適正性を確保するための発言をおこなっております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役である野倉学氏、渡部秀敏氏、社外監査役である山崎直人氏、石黒博氏及び寺嶋哲生氏とも法令が定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

- ・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

126百万円

- ・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

126百万円

- (注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
- 2.監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、その解任の是非について十分審議を行ったうえ、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

取締役会は、監査役会の当該決定に基づき、会計監査人の解任または不再任にかかる議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、コンプライアンスの強化を経営の基本方針としており、事業上でのリスクの明確化・対応方法の検討・チェック体制の強化・問題が発生した場合の早期是正を図ることでこれに取り組んでおり、使用人全員への周知徹底を図っております。

また、取締役・使用人による職務の執行が法令・定款及び社内規程に違反することなく適切に行われているかをチェックするため、内部監査室を設置し、業務監査を実施しております。

- (2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、原則毎月1回取締役会を開催し、また臨時取締役会を必要に応じて随時開催しており、取締役会規則に定めた重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行っております。また、執行役員制度の導入を行い、経営と業務職務を明確に区分しております。

- (3) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務の執行に係わる文書・情報については、法令・定款及び社内規程に基づき保存及び管理を行っており、取締役及び監査役の要求があるときは、これを随時閲覧に供することとしております。

- (4) 損失の危険の管理に関する規則その他の体制

企業活動に伴う様々なリスクに適切に対応すべく、担当役員及び内部監査室が中心となり、リスク管理規程に従い、社内横断的なリスクの予防・管理を実施しています。また、法律事務所と顧問契約を締結し、必要に応じて指導・助言等を受けております。

- (5) 当該株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社及び当社グループは、企業集団としての業務の適正を確保するため、適時会議を持ち、企業集団としての経営について協議する他、子会社が親会社の経営方針に沿って適正に運営されていることを確認する体制をとっております。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
現在は職務を補助する使用人は置いておりませんが、監査役の必要に応じて職務を補助するための使用人を置くこととし、その人事については取締役と監査役が意見交換を行い決定するものとします。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
必要に応じて監査役に使用人を置く場合、当該使用人は業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査役の指示命令に従うものとし、人事評価等については監査役会の同意を得て取締役が決定するものとします。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
常勤監査役は、定時取締役会及び必要に応じ随時開催される臨時取締役会、その他の重要な意思決定会議に出席し、取締役及び使用人から、重要事項の報告を受けるものとしております。
- (9) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
当社及び当社グループは、前号の報告をした者に対して、解雇その他の一切の不利益が生じないことを確保することを目的として、内部通報規程および内部通報者保護規程を整備し、当社及び当社グループの取締役及び使用人に周知・運用しています。
- (10) 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する事項
当社グループは監査役による監査に協力し、監査役職務執行について生ずる費用または債務は、監査役の請求に基づき、速やかに処理します。

- (11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
常勤監査役は、取締役及び使用人から重要事項につき常時報告を受け、必要とする質問と調査を依頼することができます。また、常勤監査役1名及び社外監査役3名と監査役会を構成し、定期的に監査役会を開催し重要事項を審議することとしております。
- (12) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
当社は、上記の業務の適正を確保するため、内部統制システムの整備、運用及び評価を行う指針として「内部統制基本方針」を制定し、その指針に基づき内部統制システムの整備状況及び運用状況を評価し、適宜、必要な是正を実施しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題として位置付けており、長期的な観点から安定的な配当の継続を図ることを重視しております。また、コスト競争力の強化を図るための投資及び財務体質強化のため、内部留保を充実することを基本の考えとしております。

この方針のもと、配当につきましては中期的に目標配当性向35%を目安として利益還元を実施していく方針であります。

当連結会計年度の期末配当金につきましては、1株当たり80円とし、2023年6月27日を支払開始日とさせていただきます。すでに、2022年12月9日に実施済みの中間配当金1株当たり75円とあわせまして、年間配当金は1株当たり155円となります。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社では、法令及び社会規範の順守を前提として、①効率的な資産運用及び利益重視の経営による業績の向上ならびに積極的な利益還元、②経営の透明性確保、③顧客をはじめあらゆるステークホルダーから信頼される経営体制の構築を推進し、中長期的かつ総合的に企業価値・株主価値の向上を目指しており、この方針を支持するものが「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」であることが望ましいと考えております。

また、上記の方針に照らして不適切な者が当社支配権の獲得を表明した場合には、当該表明者や東京証券取引所その他の第三者（独立社外者）とも協議のうえ、上記の方針に沿い、株主の共同の利益を損なわず、役員の地位の維持を目的とするものでないという、3項目の要件を充足する必要かつ妥当な措置を講じるものとします。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,177	流動負債	16,797
現金及び預金	3,678	支払手形	566
受取手形	538	電子記録債務	6,554
電子記録債権	1,022	買掛金	1,594
営業未収入金	4,568	1年以内返済予定長期借入金	2,715
売掛金	2,095	リース債務	174
契約資産	476	未払金	222
販売用不動産	14	未払費用	2,337
商品及び製品	1,997	未払法人税等	560
仕掛品	825	契約負債	1,391
原材料及び貯蔵品	1,532	賞与引当金	562
その他	488	その他	117
貸倒引当金	△61	固定負債	3,012
固定資産	43,940	長期借入金	1,023
有形固定資産	37,968	リース債務	107
レンタル資産	16,877	環境対策引当金	6
建物及び構築物	8,821	退職給付に係る負債	1,298
機械装置及び運搬具	1,055	資産除去債務	574
土地	10,008	その他	1
リース資産	475	負債合計	19,810
建設仮勘定	482	(純資産の部)	
その他	246	株主資本	41,148
無形固定資産	556	資本金	1,545
投資その他の資産	5,415	資本剰余金	2,776
投資有価証券	54	利益剰余金	37,142
関係会社株式	1,044	自己株式	△316
関係会社長期貸付金	149	その他の包括利益累計額	158
繰延税金資産	3,225	その他有価証券評価差額金	7
その他	996	為替換算調整勘定	134
貸倒引当金	△54	退職給付に係る調整累計額	16
資産合計	61,118	純資産合計	41,307
		負債・純資産合計	61,118

連結損益計算書

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		50,003
売 上 原 価		29,894
売 上 総 利 益		20,109
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		13,524
営 業 利 益		6,584
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	6	
ス ク ラ ッ プ 売 却 収 入	98	
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 戻 入 額	97	
そ の 他	168	371
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	14	
支 払 手 数 料	18	
和 解 金	4	
そ の 他	30	66
経 常 利 益		6,888
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	19	19
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	287	287
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		6,620
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,148	
過 年 度 法 人 税 等	1	
法 人 税 等 調 整 額	132	2,282
当 期 純 利 益		4,337
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		4,337

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,545	2,776	39,651	△315	43,657
誤謬の訂正による累積的影響額			△5,123		△5,123
遡及処理後当期首残高	1,545	2,776	34,527	△315	38,533
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△889		△889
剰余金の配当(中間配当)			△833		△833
親会社株主に帰属する当期純利益			4,337		4,337
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	2,615	△0	2,615
当 期 末 残 高	1,545	2,776	37,142	△316	41,148

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	5	104	△10	98	43,756
誤謬の訂正による累積的影響額					△5,123
遡及処理後当期首残高	5	104	△10	98	38,632
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△889
剰余金の配当(中間配当)					△833
親会社株主に帰属する当期純利益					4,337
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	2	30	27	59	59
連結会計年度中の変動額合計	2	30	27	59	2,674
当 期 末 残 高	7	134	16	158	41,307

連結注記表

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 広州番禺三協豪施有限公司

②主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

SANKYO FRONTIER MYANMAR COMPANY LIMITED.

SANKYO FRONTIER MALAYSIA SDN. BHD.

SANKYO FRONTIER TECHNOLOGIES MYANMAR COMPANY LIMITED.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

なお、前連結会計年度において非連結子会社でありました株式会社奥洞爺倶楽部は、全株式を売却しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用の非連結子会社数

該当事項はありません。

②持分法を適用しない非連結子会社（SANKYO FRONTIER MYANMAR COMPANY LIMITED.、SANKYO FRONTIER MALAYSIA SDN. BHD.、SANKYO FRONTIER TECHNOLOGIES MYANMAR COMPANY LIMITED.）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社である広州番禺三協豪施有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

イ. 製品・商品・原材料・仕掛品・貯蔵品

標準仕様品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

特殊仕様品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

ロ. 販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は、定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得したレンタル資産（機械及び装置・工具器具及び備品を除く）及び建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

さらに、少額減価償却資産（取得価額10万円以上20万円未満）については、有形固定資産に計上し、連結会計年度ごとに一括して3年間で均等償却する方法を採用しております。

在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

レンタル資産	2年～24年
建物	2年～39年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（５年）による定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。なお、当連結会計年度に係る役員賞与は支給しないため、当連結会計年度末において役員賞与引当金は計上しておりません。

④ 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるPCB廃棄物の処理支出に備えるため、処理見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用については、期中平均相場により円換算してあります。換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

② 収益及び費用の計上基準

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づいて、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する

当社グループは、ユニットハウス事業において、ユニットハウス及び付帯工事の販売施工を行うほか、ユニットハウスのレンタル及び不動産賃貸を行っております。

イ. 販売に係る収益

販売事業においては、主にユニットハウス・立体駐車装置の製造及び販売を行っております。

工事を伴うユニットハウスの製造販売については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用し、収益を認識しております。ただし、契約における取引開始日から履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事については、一定の期間にわたり収益を認識せず、顧客に製品を引き渡した時点または顧客が製品を検収した時点で収益を認識しております。

その他の製品販売（立体駐車装置含む）については、顧客に製品を引き渡した時点または顧客が製品を検収した時点で収益を認識しております。

ロ. レンタルに係る収益

レンタル事業においては、顧客に対して当社ユニットハウスのレンタルを行っております。

ユニットハウスのレンタルについては、時の経過につれて履行義務が充足されるため、当該契約期間に応じて収益を認識しております。

レンタルの開始時及び終了時に行われる工事については、基本的に契約における取引開始日から履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いため、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

ハ. 不動産賃貸に係る収益

不動産賃貸事業においては、ユニットハウスの全部または一部を賃貸するサービスを行っております。

当該サービスは、時の経過につれて履行義務が充足されるため、当該契約期間に応じて収益を認識しております。

上記収益は顧客との契約において約束された対価に基づいて測定しております。取引の対価は、履行義務を充足してから別途定める支払条件により概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(会計上の見積りに関する注記)

(一定期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法の適用)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 (期末時点において進行中の金額)

売上高	823百万円
-----	--------

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

一定期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法による売上高については、主として予想される原価総額を基礎として当連結会計年度末までの発生原価に応じた進捗度に収益総額を乗じて算定しております。

予想される原価総額の見積りについては、受注段階において実行計画を編成し、工事の進捗を踏まえ都度見直しを実施するとともに、進捗度については、主として各期末までの発生原価が、予想される原価総額に占める割合に基づいて見積もっております。

当該見積りは、今後の工事の進捗に伴い、設計変更・追加契約の締結、資材・外注費等に係る市況の変動および条件変更に伴う外注費の変動等によって影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(誤謬の訂正に関する注記)

当連結会計年度において、過年度におけるレンタル資産の一部の会計処理(7年間で定額均等償却する費用処理方法)に誤りがあることが判明したことから、一時の費用として計上する方法を過去に遡って採用することとし、誤謬の訂正を行いました。当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映しております。

この結果、連結株主資本等変動計算書の期首残高は、利益剰余金が5,123百万円減少しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|---------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 31,615百万円 |
| (2) 手形債権流動化に伴う買戻し義務 | 456百万円 |

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	11,678千株	一千株	一千株	11,678千株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月7日 取締役会	普通株式	889	80.00	2022年3月31日	2022年6月30日
2022年11月10日 取締役会	普通株式	833	75.00	2022年9月30日	2022年12月9日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2023年5月15日開催取締役会決議による配当に関する事項

・株式の種類	普通株式
・配当金の総額	889百万円
・1株当たり配当金額	80.00円
・基準日	2023年3月31日
・効力発生日	2023年6月27日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達する方針です。

受取手形、電子記録債権、営業未収入金及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、与信管理マニュアルに従い、営業拠点が取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、定期的の時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務のうち、短期借入金の使途は運転資金であり、長期借入金及びリース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。

また、支払手形、電子記録債務、買掛金、未払金及び未払費用や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額20百万円）は、「その他有価証券」に含めておりません。また、現金及び預金、受取手形、電子記録債権、営業未収入金及び売掛金、支払手形、電子記録債務、買掛金、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
①投資有価証券			
その他有価証券	34	34	—
資産計	34	34	—
①長期借入金	3,739	3,734	5
②リース債務	281	282	△0
負債計	4,021	4,016	4

(注) 有価証券に関する事項

投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得価額との差額は以下のとおりです。

	種類	取得価額 (百万円)	連結貸借対照表計 上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得価額を超えるもの	株式	24	34	10
連結貸借対照表計上額が 取得価額を超えないもの	株式	—	—	—
合計		24	34	10

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関するインプットを使用して算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の評価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	34	—	—	34
資産計	34	—	—	34

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	3,734	—	3,734
リース債務	—	282	—	282
負債計	—	4,016	—	4,016

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	売上高 (百万円)	構成比 (%)
ユニットハウス事業		
MS レンタル料収入	22,046	44.1
MS 製品売上高	14,208	28.4
MS 工事売上高	11,412	22.8
MS 賃貸収入	2,041	4.1
小計	49,707	99.4
その他の事業		
その他	295	0.6
合計	50,003	100.0

(注) 顧客との契約から生じる収益のみであり、その他の収益はありません。

(表示方法の変更)

当連結会計年度から、顧客との契約から生じる収益について、顧客との契約の種類に基づき分解し情報開示することが、収益の状況を把握するうえで適切であると判断したことから、集計区分を変更しております。

MS (モバイルスペース) レンタル料収入 : モバイルスペースのレンタル料収入

MS (モバイルスペース) 製品売上高 : モバイルスペースを物品として販売する売上

MS (モバイルスペース) 工事売上高 : 請負工事契約を締結し、モバイルスペースを提供する売上

MS (モバイルスペース) 賃貸収入 : トランクルーム・レンタルスペースなど、建物内のスペースを賃貸する収入

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「3. 会計方針に関する事項 (5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 ②収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度	
	期首（2022年4月1日）	期末（2023年3月31日）
顧客との契約から生じた債権	10,152	8,224
契約資産	103	476
契約負債	1,770	1,391

- (注) 1. 連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は、「受取手形」、「電子記録債権」、「営業未収入金」、「売掛金」にそれぞれ含めております。
2. 契約資産は主にユニットハウス事業における未完了の工事に係る営業未収入金及び売掛金に関するものであり、当該勘定残高は年度末時点で完了していない工事の案件数に応じて変動します。
- 契約負債は主にユニットハウス事業における顧客からの前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。
3. 当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,680百万円であります。
4. 過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益(例えば、取引価格の変動)の額に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,717円16銭
1株当たり当期純利益	390円34銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,691	流動負債	16,823
現金及び預り金	3,313	支払手形	566
受取手形債権	538	電子記録債権	6,554
電子記録債権	1,022	買掛金	1,635
営業未収入金	4,568	1年以内返済予定長期借入金	2,715
売掛金	2,095	リース債務	174
約資産	476	未払金	222
販売用不動産	14	未払費用	2,331
商品及び製品	2,004	未払法人税等	551
仕掛品	737	契約負債	1,391
原材料及び貯蔵品	1,507	預り金	63
前払費用	378	賞与引当金	562
未収入金	91	資産除去債務	25
その他金	3	設備関係支払手形	27
貸倒引当金	△61		
固定資産	44,111	固定負債	3,036
有形固定資産	37,908	長期借入金	1,023
レンタル資産	16,891	リース債務	107
建物	6,995	退職給付引当金	1,322
構築物	1,774	環境対策引当金	6
機械及び装置	1,030	資産除去債務	574
車両運搬具	5	預り保証金	1
工具器具及び備品	245		
土地	10,008	負債合計	19,860
リース資産	475		
建設仮勘定	481	(純資産の部)	
無形固定資産	556	株主資本	40,935
借地権	63	資本剰余金	1,545
ソフトウェア	307	資本剰余金	2,776
ソフトウェア仮勘定	143	資本準備金	2,698
その他	41	その他資本剰余金	78
投資その他の資産	5,646	利益剰余金	36,929
投資有価証券	54	利益準備金	177
関係会社株	1,044	その他利益剰余金	36,751
関係会社出資	236	固定資産圧縮積立金	84
関係会社長期貸付金	149	別途積立金	12,044
破産更生債権等	50	繰越利益剰余金	24,622
長期前払費用	15	自己株式	△316
繰延税金資産	3,270	評価・換算差額等	7
差入保証金	457	その他有価証券評価差額金	7
その他金	421		
貸倒引当金	△54	純資産合計	40,942
資産合計	60,802	負債純資産合計	60,802

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		50,003
売 上 原 価		30,028
売 上 総 利 益		19,974
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		13,471
営 業 利 益		6,503
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	6	
ス ク ラ ッ プ 売 却 収 入	98	
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 戻 入 額	97	
そ の 他	166	369
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	14	
支 払 手 数 料	18	
和 解 金	4	
そ の 他	30	66
経 常 利 益		6,806
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	19	19
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	287	287
税 引 前 当 期 純 利 益		6,538
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,125	
過 年 度 法 人 税 等	1	
法 人 税 等 調 整 額	125	2,253
当 期 純 利 益		4,285

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	1,545	2,698	78	2,776	177	93	12,044	27,175	39,490	△315	43,496
誤謬の訂正による 累積的影響額								△5,123	△5,123		△5,123
遡及処理後当期首残高	1,545	2,698	78	2,776	177	93	12,044	22,051	34,366	△315	38,372
事業年度中の変動額											
固定資産圧縮積立金の取崩し						△8		8	—		—
剰余金の配当								△889	△889		△889
剰余金の配当 (中間配当)								△833	△833		△833
当 期 純 利 益								4,285	4,285		4,285
自己株式の取得										△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△8	—	2,570	2,562	△0	2,562
当 期 末 残 高	1,545	2,698	78	2,776	177	84	12,044	24,622	36,929	△316	40,935

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	5	5	43,502
誤謬の訂正による 累積的影響額		—	△5,123
遡及処理後当期首残高	5	5	38,378
事業年度中の変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩し			—
剰余金の配当			△889
剰余金の配当 (中間配当)			△833
当 期 純 利 益			4,285
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	2	2	2
事業年度中の変動額合計	2	2	2,564
当 期 末 残 高	7	7	40,942

個別注記表

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - イ. 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
 - ロ. その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法を採用しております。
 - ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - イ. 製品・商品・原材料・仕掛品・貯蔵品
標準仕様品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
特殊仕様品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
 - ロ. 販売用不動産
個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。
ただし、1998年4月1日以降に取得したレンタル資産（機械及び装置・工具器具及び備品を除く）及び建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
さらに、少額減価償却資産（取得価額10万円以上20万円未満）については、有形固定資産に計上し、事業年度ごと一括して3年間で均等償却する方法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

レンタル資産	2年～24年
建物	2年～39年
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。なお、当事業年度に係る役員賞与は支給しないため、当事業年度末において役員賞与引当金は計上しておりません。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(a) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(b) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑤ 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるPCB廃棄物の処理支出に備えるため、処理見積額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、下記の5ステップアプローチに基づいて、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する

当社は、ユニットハウス事業において、ユニットハウス及び付帯工事の販売施工を行うほか、ユニットハウスのレンタル及び不動産賃貸を行っております。

イ. 販売に係る収益

販売事業においては、主にユニットハウス・立体駐車装置の製造及び販売を行っております。

工事を伴うユニットハウスの製造販売については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用し、収益を認識しております。ただし、契約における取引開始日から履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事については、一定の期間にわたり収益を認識せず、顧客に製品を引き渡した時点または顧客が製品を検収した時点で収益を認識しております。

その他の製品販売（立体駐車装置含む）については、顧客に製品を引き渡した時点または顧客が製品を検収した時点で収益を認識しております。

ロ. レンタルに係る収益

レンタル事業においては、顧客に対して当社ユニットハウスのレンタルを行っております。

ユニットハウスのレンタルについては、時の経過につれて履行義務が充足されるため、当該契約期間に応じて収益を認識しております。

レンタルの開始時及び終了時に行われる工事については、基本的に契約における取引開始日から履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いため、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

ハ、不動産賃貸に係る収益

不動産賃貸事業においては、ユニットハウスの全部または一部を賃貸するサービスを行っております。

当該サービスは、時の経過につれて履行義務が充足されるため、当該契約期間に応じて収益を認識しております。

上記収益は顧客との契約において約束された対価に基づいて測定しております。取引の対価は、履行義務を充足してから別途定める支払条件により概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(会計上の見積りに関する注記)

(一定期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法の適用)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額 (期末時点において進行中の金額)

売上高	823百万円
-----	--------

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 (会計上の見積りに関する注記) (一定期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法の適用)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

(誤謬の訂正に関する注記)

当事業年度において、過年度におけるレンタル資産の一部の会計処理（7年間で定額均等償却する費用処理方法）に誤りがあることが判明したことから、一時の費用として計上する方法を過去に遡って採用することとし、誤謬の訂正を行いました。当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映しております。

この結果、株主資本等変動計算書の期首残高は、利益剰余金が5,123百万円減少しております。

3. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|--|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 31,391百万円 |
| (2) 手形債権流動化に伴う買戻し義務 | 456百万円 |
| (3) 関係会社に対する金銭債権、金銭債務は次のとおりであります（区分表示したものを除く）。 | |
| 短期金銭債権 | 78百万円 |
| 長期金銭債権 | 1百万円 |
| 短期金銭債務 | 131百万円 |
| (4) 取締役及び監査役に対する金銭債務は次のとおりであります。 | |
| 短期金銭債務 | 0百万円 |

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高は次のとおりであります。

営業取引高	1,029百万円
営業取引以外の取引高	28百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	565千株	0千株	一千株	565千株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金損金算入限度超過額	35百万円
賞与引当金繰入否認額	171百万円
未払事業税等否認額	38百万円
退職給付引当金繰入否認額	402百万円
土地評価否認額	66百万円
減価償却費限度超過額	2,458百万円
資産除去債務	182百万円
ゴルフ会員権等評価否認額	38百万円
その他	105百万円
繰延税金資産小計	3,499百万円
評価性引当額	△105百万円
繰延税金資産合計	3,394百万円

(繰延税金負債)

取用に係る固定資産圧縮損	△0百万円
国庫補助金等に係る固定資産圧縮損	△36百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△82百万円
その他有価証券評価差額金	△3百万円
繰延税金負債合計	△123百万円
繰延税金資産の純額	3,270百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引内容(注)	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社及び法人主要株主	㈱和幸興産	被所有 直接 50.65%	当社福利厚生施設の賃借 当社役員の兼任1人	社員寮等の賃借	45	前払費用	2
					—	差入保証金	1
				株式の売却	23	—	—

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

福利厚生施設の建物の賃借につきましては、近隣相場を参考にして賃料を設定しております。

株式の売却は、当社の子会社であった株式会社奥洞爺倶楽部の株式に関するものであり、取引価格につきましては、第三者による株式価値の算定結果を参考に当事者間で協議の上、決定しております。

(2) 役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引内容(注) 2	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員の近親者(注) 1	長妻 和男	被所有 直接 2.92%	前当社取締役	報酬の支払	24	—	—

(注) 1. 長妻和男氏は、当社代表取締役社長長妻貴嗣の実父であります。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

報酬額は、創業者としての見地から、経営全般に関する相談・助言等に対する対価として協議の上、決定しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,684円34銭
1株当たり当期純利益	385円60銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年6月4日

三協フロンテア株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川	口	宗	夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	田	里	織

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三協フロンテア株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三協フロンテア株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において、レンタル資産の一部の会計処理に関する過年度における誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金を修正している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年6月4日

三協フロンテア株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川	口	宗	夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	田	里	織

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三協フロンテア株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において、レンタル資産の一部の会計処理に関する過年度における誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金を修正している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。また、子会社については必要に応じ、事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。なお、事業報告に記載のとおり、過年度の不適切な会計処理への再発防止策の徹底及び当事業年度の内部統制の強化に関する再発防止策を確認しております。監査役会としては当該実施状況を今後とも注視してまいります。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。また、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年6月4日

三協フロンテア株式会社 監査役会

常勤監査役	村井康之	㊞
社外監査役	山崎直人	㊞
社外監査役	石黒博	㊞
社外監査役	寺嶋哲生	㊞

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	なが つま たか つく 妻 貴 嗣 (1965年5月21日)	1994年1月 当社入社 1994年7月 経営企画部長 1995年6月 取締役経営企画部長 1996年6月 専務取締役経営企画部長 2001年6月 代表取締役専務営業推進本部長 2002年6月 代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 有限会社和幸興産取締役	1,658,668株
2	ふじ した たけし 藤 田 剛 (1966年4月9日)	1997年2月 当社入社 1997年5月 情報システム部長 2008年6月 執行役員情報システム部長 2011年11月 執行役員生産本部生産管理部長 2012年4月 執行役員生産物流本部副本部長 2014年6月 取締役執行役員生産物流管理部長 2015年5月 取締役執行役員経営管理部長 2018年4月 取締役経営管理部長 2019年6月 取締役経営管理統括部長 2022年6月 取締役物流本部長兼システム管理部長（現任）	3,900株
3	こ じま しゅん いち 小 嶋 俊 一 (1959年5月1日)	1984年4月 当社入社 2002年5月 久留米物流センター長 2004年12月 岩井工場長 2005年7月 岩井物流センター長 2007年6月 執行役員調達統括本部長 2008年6月 取締役執行役員生産物流本部長 2014年4月 取締役執行役員物流本部長 2015年5月 取締役執行役員関東物流部長 2018年4月 取締役東日本物流部長 2019年6月 取締役物流本部長 2022年6月 取締役営業本部長（現任）	1,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
4	あん ざい みつ はる 安 齋 光 晴 (1980年9月12日)	2003年4月 当社入社 2012年6月 執行役員技術本部ハウス開発部長 2013年5月 執行役員技術本部ハウス技術部長 2015年5月 執行役員技術第一部長 2018年6月 取締役技術部長 2019年6月 取締役技術統括部長 (現任)	700株
5	まつ ざき かず ひで 松 崎 和 秀 (1971年3月8日)	1995年4月 当社入社 2006年6月 執行役員新潟工場長 2008年6月 執行役員開発本部副本部長 2010年6月 執行役員新潟工場長 2011年11月 執行役員茨城工場長 2013年6月 執行役員つくば事業所長 2022年6月 取締役生産本部長 (現任)	1,000株
6	すず き ひろ ほ 鈴 木 洋 帆 (1980年3月29日)	2004年4月 当社入社 2013年6月 技術本部建築デザイン室長 2015年6月 執行役員技術第二部長 2022年6月 取締役技術第二部長 (現任)	801株
7	の くら まなぶ 野 倉 学 (1966年12月13日)	1989年4月 株式会社リクルート入社 1999年10月 同社「学び事業部」大学募集広報課マネージャー 2004年10月 株式会社バレクセル設立、同社代表取締役就任 (現任) 2019年6月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社バレクセル代表取締役	1,000株
8	わた べ ひで とし 渡 部 秀 敏 (1966年10月25日)	1989年4月 第二電電株式会社 (現KDDI株式会社) 入社 1992年10月 ワタベウェディング株式会社入社 2002年12月 同社ハワイ支社長 2005年6月 同社執行役員営業企画本部長 2006年6月 同社取締役海外学式事業本部長 2008年6月 同社代表取締役社長 2014年4月 同社代表取締役会長 2018年6月 同社取締役会長 2021年7月 退任 2022年6月 当社社外取締役 (現任)	—

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者を除く各候補者の選任理由は次のとおりであります。

- (1) 取締役候補者長妻貴嗣氏は、1995年6月に取締役に就任して以降、長年にわたって当社の経営に参画しております。2002年から代表取締役社長として、理念・ビジョンに基づいた成長戦略の立案および推進を指揮するとともに、組織づくりに邁進しております。今後も引き続き経営を牽引し、当社の持続的な発展に寄与していただけると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 取締役候補者小嶋俊一氏は、生産物流部門を中心に業務に携わっており、2007年に執行役員に就任して以降は物流部門全体の運営および改善を進め、取締役物流本部長として全社の物流部門を統括しております。昨年の営業本部長就任以降、営業部門の指揮、取引先との関係強化に尽力しており、引き続き、当社の事業推進を通じて事業拡大に寄与いただけたらと考え、候補者としております。
- (3) 取締役候補者藤田剛氏は、情報システム部門を中心に企画管理系の業務に携わっており、また、2011年以降は生産本部生産管理部長を務めるなど、生産管理にも力を発揮しております。昨年は物流本部長として安全管理や供給体制強化そして製品品質や業務品質向上を推進するなど、業務改善に尽力しており、引き続きこれらの分野を牽引していただけたらと考え、候補者としております。
- (4) 取締役候補者安齋光晴氏は、入社以来一貫して技術系の業務に携わり、製品開発や製品改良を中心に取り組んでおります。2012年に執行役員に就任し、現在は取締役技術統括部長として技術部門全体を統括しております。製品開発に関する幅広い知見を活かし、引き続き十分に力を発揮していただけたらと考え、候補者としております。
- (5) 取締役候補者松崎和秀氏は、製品開発、製品改良、生産管理など、広く技術および生産系の業務に携わっており、つくば事業所長として主要製品の生産工場を直接指示監督するとともに、昨年取締役生産本部長に就任後、生産部門全体について指揮しており、全国の生産工場の安定稼働に尽力されています。幅広く豊富な経験に基づき、引き続き十分に力を発揮していただけたらと考え、候補者としております。
- (6) 取締役候補者鈴木洋帆氏は、入社以来一貫して技術系の業務に携わり、工業意匠や製品開発を中心に取り組んでおります。2015年に執行役員に就任し、昨年は取締役技術第二部長として意匠部門を統括しております。当社製品開発における重要なテーマを担いながら、製品開発に対する深い知見を活かし、引き続き十分に力を発揮していただけたらと考え、候補者としております。

3. 各社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要は次のとおりであります。

- (1) 社外取締役候補者野倉学氏は、他の会社の取締役としての経験を有しており、また、当社が現在強化している組織づくりや人材採用に対して深い見識を持たれ、当社の理念・ビジョン・文化に対し強く共感を抱かれているため、適切な助言等をいただき、経営体制およびコーポレートガバナンスの強化が図れると判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。また、経営者としての経営的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する助言をいただくことを期待しております。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

- (2) 社外取締役候補者渡部秀敏氏は、他の会社の取締役としての経験を有しており、また経営者として企業経営に長く携わられているため、その豊富な経験により幅広い見地からの確かな助言・提言を頂けると判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。また、経営者としての豊富な経験に基づき、取締役会の意思決定に対し多面的な助言をいただくことを期待しております。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 野倉学氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。渡部秀敏氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は野倉学氏および渡部秀敏氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社子会社の取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じ得る損害が補填されることとなります。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査役3名選任の件

現任の監査役のうち村井康之氏、石黒博氏、寺嶋哲生氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	村井康之 (1960年8月21日)	1998年3月 当社入社 2001年4月 人事部長 2004年12月 総務部長 2010年6月 執行役員総務部長 2013年6月 当社監査役(常勤)(現任)	2,400株
2	石黒博 (1952年1月16日)	1974年4月 柏市入庁 1996年4月 柏市財政部財政課長 2005年4月 柏市企画部長 2010年4月 柏市副市長就任 2012年5月 株式会社道の駅しょうなん代表取締役就任 2016年7月 株式会社道の駅しょうなん取締役就任 2017年3月 柏市副市長退任 2017年6月 当社社外監査役(現任) 株式会社道の駅しょうなん取締役退任	—
3	寺嶋哲生 (1959年9月14日)	1982年3月 寺嶋地所株式会社入社 1993年8月 寺嶋地所株式会社代表取締役 2010年7月 雪和食品株式会社社外取締役(現任) 2011年4月 公益財団法人摘水軒記念文化振興財団理事長(現任) 2015年4月 一般社団法人柏アーバンデザインセンター代表理事(現任) 2019年6月 当社社外監査役(現任) 2020年7月 寺嶋地所株式会社取締役会長(現任) 2022年12月 千葉県公安委員会委員(現任)	—

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 石黒博氏および寺嶋哲生氏は社外監査役候補者であります。

3. 監査役候補者村井康之氏は、入社以来、人事部長及び総務部長を務められ、2013年6月に監査役に就任して以降、長年にわたって当社における経営上の意思決定や業務の執行状況に関して適正な監査を遂行することができる豊富な経験・知識等や監査役として求められる高い倫理観、公正・公平な判断力を有することから、監査役としての役割・責務を適切に果たすことができるものと判断し、監査役として選任をお願いするものであります。
4. 社外監査役候補者の選任理由は次のとおりであります。
 - (1) 社外監査役候補者石黒博氏は、長年にわたり行政に携わられ、当該分野に関する専門的な知識、豊富な経験と高い見識を有しており、今後もその知識と経験に基づき、当社監査体制の一層の強化を図るための有用な助言や提言が期待できるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
 - (2) 社外監査役候補者寺嶋哲生氏は、多方面の企業または団体に経営陣として参画されており、企業の経営に携わった豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立した立場からの提言や助言を頂き、今後もその知識と経験に基づき、当社経営の健全確保に貢献頂けると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 当社は、石黒博氏および寺嶋哲生氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 村井康之氏、石黒博氏、寺嶋哲生氏が当社の監査役として在任中の2022年6月、当社で発生した不適切な会計処理がありましたが、3氏は、本違反行為が判明するまでその事実を認識しておらず、日頃から取締役会等において法令遵守の重要性について注意喚起を行ってまいりました。本違反行為の事実認識後は、法令遵守の徹底、再発防止に向けた取組みに対して適宜提言を行うなど、その職責を果たしております。
7. 村井康之氏は、現在、当社の常勤監査役であります。常勤監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。石黒博氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。寺嶋哲生氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在

任期間は、本總會終結の時をもって4年となります。

8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社子会社の取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じ得る損害が補填されることとなります。監査役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

